

特記仕様書

1 目的

網代漁港、田後港内に散乱しているごみの収集、運搬、分別、処分を行い港内の美化の推進を図るものとする。

2 業務期間

収集運搬等は令和7年3月4日までとし、マニフェストの最終処分終了報告は令和7年3月28日までとする。

3 業務内容

<網代漁港・田後港>

・単価番号1 収集、運搬、分別（定期的）

港内に投棄された可燃ごみ以外のごみ及び港内に流れ込んだ漂流ごみ等の収集、運搬、分別を行うものである。可燃ごみ以外のごみは全て産業廃棄物とし、関係法令により適切に処理施設へ運搬する。両港各1回/月で24回を予定している。収集時に可燃ごみを発見した場合は、交通等の支障にならない場所にまとめて仮置きし発注者に報告すること。

・単価番号2 収集、運搬、分別（臨時的）

港内に不法投棄されたごみ及びボランティア団体等が収集したごみの収集、運搬、分別を行うものであり、発注者から連絡のあった場合に行うものとする。ごみの運搬先等は、単価番号1と同じとする。数量は、12,000kgを予定している。

・単価番号3 処分 木くず（安定型）

単価番号1及び2で発生したごみを処分する費用である。木くずとは、平成22年3月制定「産業廃棄物の適正な処理について（排出事業者用）」のパンフレットに従い区分された産業廃棄物とする。数量は、500kgを予定している。

・単価番号4 処分 混合（管理型）

単価番号1及び2で発生したごみを処分する費用である。混合とは、平成22年3月制定「産業廃棄物の適正な処理について（排出事業者用）」のパンフレットに従い区分された産業廃棄物が数種類におよび混在した廃棄物とする。混合は、廃棄物が混在しており、処分対象が特定できないため、管理型最終処分場で処分する。数量は、10,000kgを予定している。

・単価番号5 処分 廃プラスチック類（安定型）

単価番号1及び2で発生したごみを処分する費用である。廃プラスチック類とは、平成22年3月制定「産業廃棄物の適正な処理について（排出事業者用）」のパンフレットに従い区分された産業廃棄物とする。数量は、1,000kgを予定している。

・単価番号6 処分 発砲スチロール（安定型）

単価番号1及び2で発生したごみを処分する費用である。発砲スチロールとは、平成22年3月制定「産業廃棄物の適正な処理について（排出事業者用）」のパンフレットに従い区分された産業廃棄物とする。数量は、500kgを予定している。

4 対象区域

ごみの収集区域は、別紙（対象区域）のとおりとする。ただし、工事等で使用している区域は対象外とする。

5 報告

毎月の処理状況及び臨時の処理状況を、月末及びその都度書面により監督員に報告し、確認を受けること。

書面には、清掃状況写真、収集及び処分量（種類別）、マニフェスト等を添付すること。

6 その他

本業務の遂行に当たっては、特に関係法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）を遵守すること。

その他、業務に関して疑義が生じた場合は発注者と協議すること。

<単価参考>

- ・単価番号1 収集、運搬、分別（定期的） 1回当り
 - 普通作業員 1. 0人（トラックの運転手を含む）
 - トラック運転（2t） 0. 5日（一般運転手を含まない）

- ・単価番号2 収集、運搬、分別（臨時的） 1t当り
 - 普通作業員 0. 83人（トラックの運転手を含む）
 - トラック運転（2t） 0. 17日（一般運転手を含まない）
 - トラック運転（3t） 0. 17日（一般運転手を含まない）
 - トラック運転（4t） 0. 17日（一般運転手を含まない）
 - 小型バックホウ運転（0. 055m³） 0. 17日（一般運転手を含まない）

※単価番号1及び2のみ、以下の諸経費を見込んでいる。

共通仮設費	9. 55%
現場管理費	20. 03%
一般管理費	16. 44%

- ・単価番号3 木くず（安定型） 20円/kg
- ・単価番号4 混合（管理型） 30円/kg
- ・単価番号5 廃プラスチック類（安定型） 90円/kg
- ・単価番号6 発砲スチロール（安定型） 180円/kg